

誓 約 書

令和 年 月 日

松戸市長

住 所 (所 在)

(フリガナ)

氏 名 (名称及び代表者)

印

以下を誓約いたします。

今般、松戸市の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、公有財産売却ガイドライン及び松戸市における入札、契約などにかかる諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに松戸市の指示に従い、松戸市に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、松戸市に対し一切の異議、苦情などは申しません。

なお、松戸市が入札参加資格の確認のため、関係機関へ照会を行うこと、及びその結果これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して松戸市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

1 私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。

（参考：地方自治法施行令（抄））

（一般競争入札の参加者資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）

第三二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用したとき。

2 次のいずれかに該当するものではありません。

- (1) 松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱第2条に規定する排除措置を受けている者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団。並びに、個人にあっては、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当すると認められる者。また、法人にあっては、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。）、代理人、使用人又は入札代理人として使用している者が暴力団員に該当すると認められる者。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147条）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員

3 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。

- (1) 正当な理由なく、当該入札に参加しないこと。
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益得るために連合すること。
- (3) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げること。
- (4) 契約の履行をしないこと。
- (5) 契約に違反し、契約の相手方として不適当と松戸市に認められるとき。
- (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
- (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。
- (8) 天災その他不可抗力の事由なく、履行遅延をすること。

4 私は、松戸市の公有財産売却にかかる公有財産売却ガイドライン、入札公告の各条項を熟観のうえ、松戸市の現地説明、入札説明に傾聴し、これについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について松戸市に対し一切異議、苦情などは申しません。

記入例

誓 約 書

提出日

令和 年 月 日

松戸市長

住 所 (所 在)

住所・氏名をお
願いします。

(フリガナ)
氏 名 (名称及び代表者)

印鑑証明書登録印
を押印ください。

印

以下を誓約いたします。

今般、松戸市の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、公有財産売却ガイドライン及び松戸市における入札、契約などにかかる諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに松戸市の指示に従い、松戸市に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、松戸市に対し一切の異議、苦情などは申しません。

なお、松戸市が入札参加資格の確認のため、関係機関へ照会を行うこと、及びその結果これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して松戸市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

1 私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。

（参考：地方自治法施行令（抄））

（一般競争入札の参加者資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）

第三二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用したとき。

2 次のいずれかに該当するものではありません。

- (1) 松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱第2条に規定する排除措置を受けている者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団。並びに、個人にあっては、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当すると認められる者。また、法人にあっては、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。）、代理人、使用人又は入札代理人として使用している者が暴力団員に該当すると認められる者。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147条）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員

3 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。

- (1) 正当な理由なく、当該入札に参加しないこと。
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益得るために連合すること。
- (3) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げること。
- (4) 契約の履行をしないこと。
- (5) 契約に違反し、契約の相手方として不適当と松戸市に認められるとき。
- (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
- (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。
- (8) 天災その他不可抗力の事由なく、履行遅延をすること。

4 私は、松戸市の公有財産売却にかかる公有財産売却ガイドライン、入札公告の各条項を熟観のうえ、松戸市の現地説明、入札説明に傾聴し、これについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について松戸市に対し一切異議、苦情などは申しません。